

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

1 司法修習生に対し、修習給付金（仮称）を支給する制度の創設（新規）

公共的・公益的使命を有する法曹の役割の重要性に鑑み、司法修習生全員に対し、修習給付金を支給する制度を創設する改正を行う。

修習給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活の維持に要する費用及び法曹に必要な能力の修得に資する費用を勘案して最高裁判所が定めるものとする。

司法修習生が、住宅を借り受け、家賃を支払っている場合又は修習に伴い住所若しくは居所の移転を要する場合には、最高裁判所が定める額をそれぞれ加算するものとする。

なお、現行の修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金）の貸与制については、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものを貸与する制度とした上で、新設する上記制度と併存させる。

2 司法修習生の懲戒的措置の整備等（法第 68 条関係）

司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行があると認めるときに、罷免以外の懲戒的措置をすることができるものとする旨の改正を行う。

3 司法修習を終えた者の努力義務規定の創設（改正法附則関係）

改正法の施行後に開始される司法修習を終えた者は、その修習の成果を社会に還元するよう努めなければならないものとする旨の改正を行う。

以上

岡田参事官
太田事務官